浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用要綱

（目的）

第１条　この要綱は、浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用条件）

第２条　ロゴマークは、浜松ウエルネス推進協議会に参画する２者以上が連携し、創出した商品やサービス等に使用する。

（申請資格）

第３条　使用申請ができる者は、浜松ウエルネス推進協議会に参画する企業・団体とする。

（使用申請）

第４条　ロゴマークを使用しようとする者は、浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用申請書（第１号様式）を市長に提出（以下、「申請者」という。）し、使用承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

（１）国又は地方公共団体が使用する場合

（２）新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用する場合

（３）報道関係機関以外が機関紙や地方広報紙などで使用するにあたり、市長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

（４）その他市長が別に定めた場合

（使用承認等）

第５条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、その結果、使用を承認すべきと認めたときは、申請者に対し浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用承認通知書（第２号様式）により通知するものとし、使用を承認すべきでないと認めたときには、当該申請者に対し浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用不承認通知書（第３号様式）により通知するものとする。

２　ロゴマークの使用承認を受けた者（以下、「使用者」という。）は、ロゴマークを使用した場合、使用実績（商品写真やパンフレット等）を速やかに市長に提出しなければならない。

（使用の不承認）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

（１）浜松市（以下、「市」という。）の品位を傷つける、又はロゴマークのイメージを損なうおそれのある場合
（２）特定の政治、宗教、選挙の活動に利用されるおそれのある場合
（３）特定の個人又は企業・団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用されるおそれのある場合
（４）不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合
（５）別に定める使用マニュアルの使用方法を逸脱する、又はそのおそれのある場合
（６）法令や公序良俗に反するおそれのある場合
（７）自己の商標又は意匠として使用する場合
（８）その他、承認することが適当でないと認められる場合

（ロゴマークの適正使用）
第７条　使用者は、ロゴマークの使用に関して、本要綱を遵守し、ロゴマークのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、物品の安全性、品質についても十分に配慮しなければならない。
２　使用者は、物品に関して、日本農林規格等に関する法律（昭和２５年法律第１７５号。以下「ＪＡＳ法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号。以下「景品表示法」という。）、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）及びその他各種法令を遵守しなければならない。
３　市長は、ＪＡＳ法、景品表示法、食品衛生法及びその他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し、是正を求めることができる。
４　前項の是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

（同一性の保持）
第８条　使用者は、ロゴマークのデザイン等について、別に定める使用マニュアルに従うものとし、本来の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

（使用状況の確認）
第９条　市長は必要に応じて、ロゴマークの使用状況について確認することができる。
２　使用者は、市長のロゴマーク使用に関する状況及び実績確認があった場合は、これに応じなければならない。

（使用承認の取消し）
第１０条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取消しを決定したときは使用者に対して、浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用承認取消通知書（第４号様式）を交付するものと

する。
（１）使用者がこの要綱に違反した場合
（２）第６条各号のいずれかに該当するに至った場合
（３）その他市長がロゴマークを使用させることが適当でないと認める場合
２　前項の規定による承認の取消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、市はその賠償の責を負わない。

（使用料等）
第１１条　ロゴマークの使用料は無料とする。

（使用期間）
第１２条　ロゴマークの使用期間は、第５条により使用承認を受けた日から３年間を上限として、申請された期間とする。ただし、市長は、使用形態等を考慮し、相当と認めるときは、承認時にそれ以前の使用期限を付すことができる。

（使用内容の変更）
第１３条　使用者が、浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用承認通知書の承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用変更申請書（第５号様式）を市長に提出し、浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用変更承認通知書（第６号様式）による承認を得なければならない。
２　市長は、浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用変更申請書にある変更内容について、変更を認めない場合は、浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用変更不承認通知書（第７号様式）により通知する。

（使用期間の延長等）
第１４条　ロゴマーク使用期間の延長等を行う場合、使用者はあらかじめ浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用期間延長等申請書（第８号様式）を市長に提出し、浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用期間延長等承認通知書（第９号様式）による承認を得なけなければならない。
２　市長は、浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用期間延長等申請書にある変更後の内容を認めない場合は、浜松ウエルネスプロジェクト認定ロゴマーク使用期間延長等不承認通知書（第１０号様式）により通知する。

（権利設定の禁止）
第１５条　使用者は、商標法による商標登録、意匠法による意匠登録等、ロゴマークを使用して著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（目的外使用及び権利譲渡の禁止）

第１６条　使用者は、第５条第１項の規定により使用承認を受けた内容以外の目的にロゴマークを使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

附　則

この要綱は、令和８年２月１８日から施行する。